

京都動物愛護センター
マスコットキャラクター
みやこ
都ちゃん



京都動物愛護センター
マスコットキャラクター
きょう
京ちゃん

「人と動物とが共生できる
うるおいある豊かな社会」を目指して

人にも動物にも 心地よいまちも つくりましょう。

「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の
規定を守り、周囲に迷惑をかけないように適正に犬を飼いましょう。

● 散歩時は、ふん回収グッズを持参

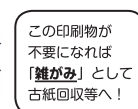
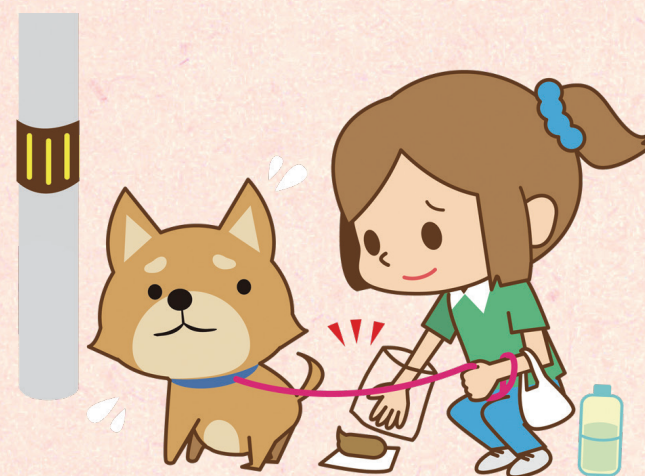
排せつは、自宅ですることがマナーです。屋外で排せつしたときのために、ふんを回収できるものを持って出かけてください。

● 犬がふんをした時は、直ちに回収

屋外で排せつしたときは、直ちにふんを回収し、周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

※回収しないとき：3万円以下の過料の対象となります。

※集合住宅等、動物の飼養が認められていない場所での飼養はやめましょう。



お問合せ先

医療衛生センター

- 北区、上京区、左京区、東山区
- 中京区、下京区
- 山科区、南区、伏見区
- 右京区、西京区

☎746-7211
☎746-7212
☎746-7213
☎746-7214

動物愛護センター ☎671-0336
医療衛生企画課 ☎222-4271
☎…京都市の市外局番は075

発行：京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
京都市印刷物 第042257号
京都市広報板掲載期間：令和5年2月1日から2月14日まで

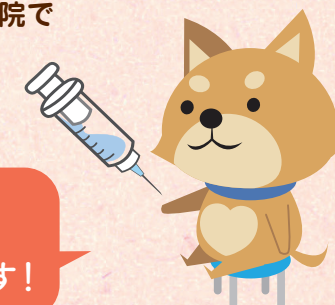


生後91日以上の犬の飼い主様へ

● 狂犬病予防注射を受けさせましょう

狂犬病予防法により、**犬の登録**と、毎年1回の**狂犬病予防注射**を受けさせることが義務付けられています。必ず、お近くの動物病院で飼い犬に予防注射を受けさせてください。

年1回の予防注射は
飼い主の**義務**です！



● マイクロチップを装着しましょう

飼い主は飼い犬にマイクロチップを装着するよう努めなくてはなりません。装着した際は、環境省（指定登録機関）へのマイクロチップ情報の登録が必要です。指定登録機関に登録や登録情報の変更手続きを行った場合、京都市への手続きは不要となります。京都市では（公社）京都市獣医師会と協力し、マイクロチップ装着助成事業も実施しております。詳細は以下の二次元コードから御確認ください。

マイクロチップ
情報の登録に
ついてはこちら



マイクロチップ
装着助成事業に
ついてはこちら



万が一の災害に備えましょう。

● 災害時に備え、ペットのために必要なものも備蓄

ペットフードや水、ペットシーツ等のペットの飼養のために必要な物品は飼い主が責任をもって備えましょう。詳細については右の二次元コードから御覧ください。



● 避難先で迷惑をかけないように、普段からのしつけを

普段から吠え癖がつかないようにしつけや、トイレのトレーニングをしておきましょう。また、避難先では飼い主が持参したケージやキャリーに入れて飼養することが基本となります。日頃からケージやキャリーに慣らしておきましょう。



「京都動物愛護センター」を知っていますか？

主な業務

- 犬、猫の適切な飼養の普及啓発
- 犬、猫の保護と管理
- 保護された犬、猫の譲渡

動物愛護センターには、新しい飼い主との出会いを待っている犬、猫がたくさんいますので、犬や猫を飼おうとされている方は、動物愛護センターから譲り受けることを御検討ください。上の二次元コードから、動物愛護センターHPを御覧ください。

※動物の飼い方や犬、猫の譲受けについては、動物愛護センターまで御相談ください。



京都動物愛護センター
マスコットキャラクターの
LINEスタンプは
◀こちらから